

電子入札システムへの利用者登録について

丹波市では、平成 21 年 4 月より電子入札を導入しました。丹波市の電子入札に参加するためには、当市の電子入札システムへの利用者登録が必要となります。利用者登録がお済みでない方は速やかに登録をお願いします。

注 兵庫県電子入札システムとは別のものになりますので、兵庫県の電子入札システムに利用者登録済みの方も丹波市の電子入札システムに利用者登録をする必要がありますのでご注意ください。

利用者登録は以下のサイトより登録することができます。

[兵庫県電子入札共同運営システム（e - ひょうご）（リンク）](#)

利用者登録には『ユーザーID』、『パスワード』が必要です。

これらは丹波市より通知いたしますので、利用者登録をされる方は、入札検査室までEメールでご依頼ください。

Eメールアドレス：nyuusatsukensa@city.tamba.lg.jp

件名：丹波市電子入札 ID 通知依頼（事業者名）

- 内容：
1. 事業者名
 2. 代表者名（受任者名）
 3. 住所（受任先住所）
 4. 電話番号（受任先電話番号）
 5. 担当者名
 6. 登録の種別（建設工事・測量コンサル、又は、物品役務）

※3日以内（休日を除く）に送付いたしますが、お急ぎの場合などは、電話でメールを送付した旨をお知らせください。

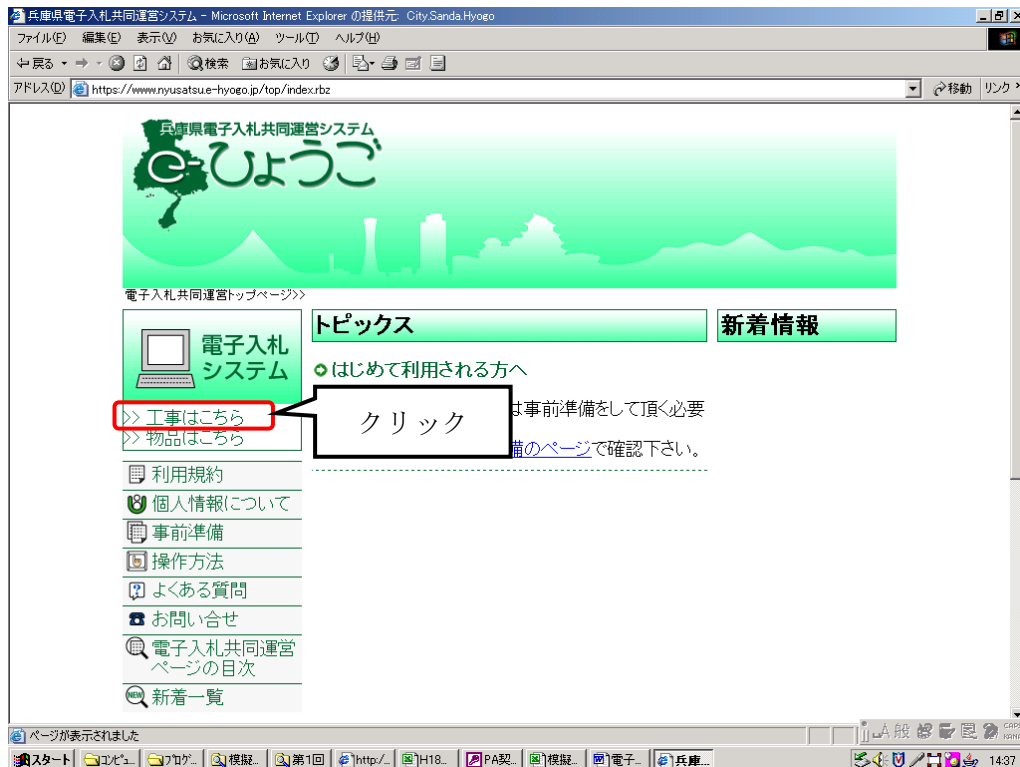
仮登録について

利用者登録時には、丹波市に届けている代表者名（受任者を設定している場合は、受任者名）と、ICカードの名義が同一であるかのチェックが行われ、内容が異なる場合は**”仮登録”**状態となり、そのままでは電子入札システムにログインできません。

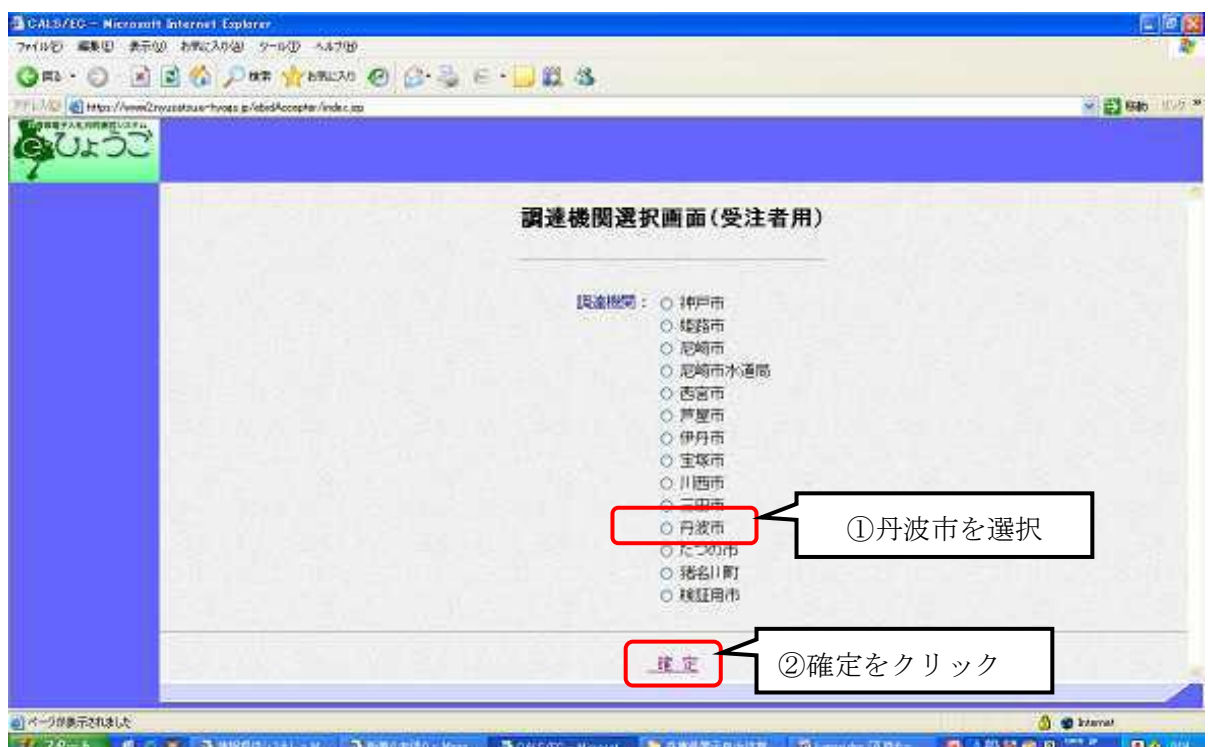
なお、名義人が同一であっても、使用文字の関係で名義が一致せず仮登録状態となる場合があります。仮登録状態になった場合は、登録内容を確認後、丹波市で本登録の処理を行います。

利用者登録の手順【建設工事・測量コンサルタントの場合】

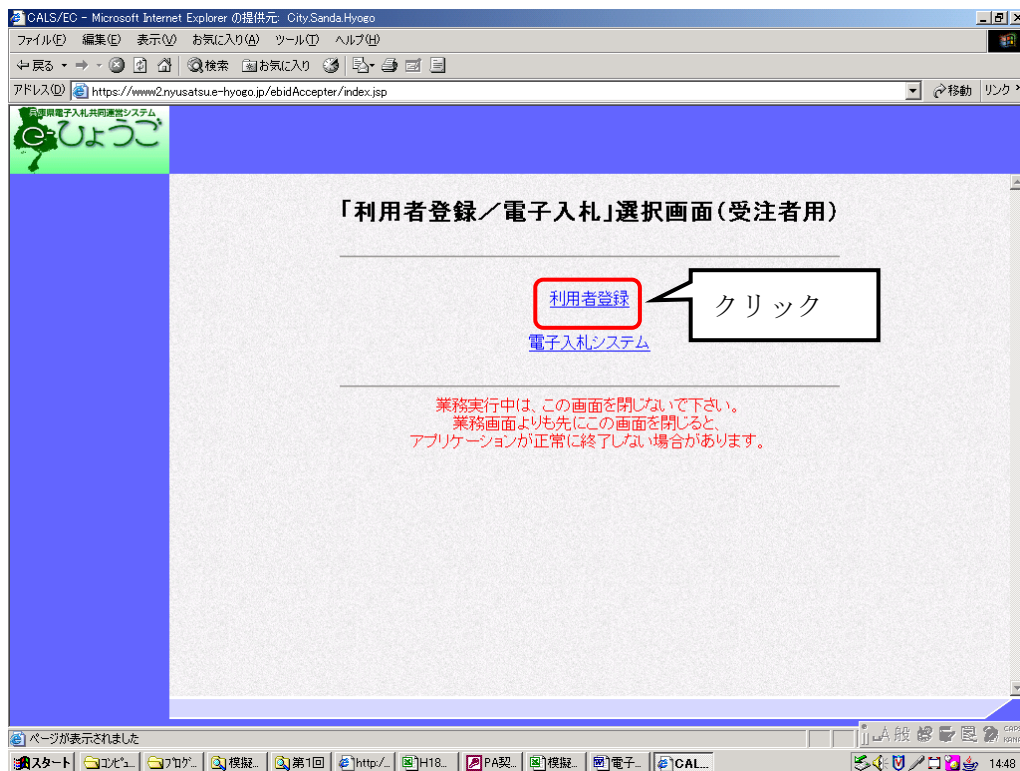
- ① インターネットにより [兵庫県電子入札共同運営システム \(e-ひょうご\)](https://www.nyusatsue-hyogo.jp/) のHPを開く。
- ② トップページ左にある「工事はこちら」をクリックする。



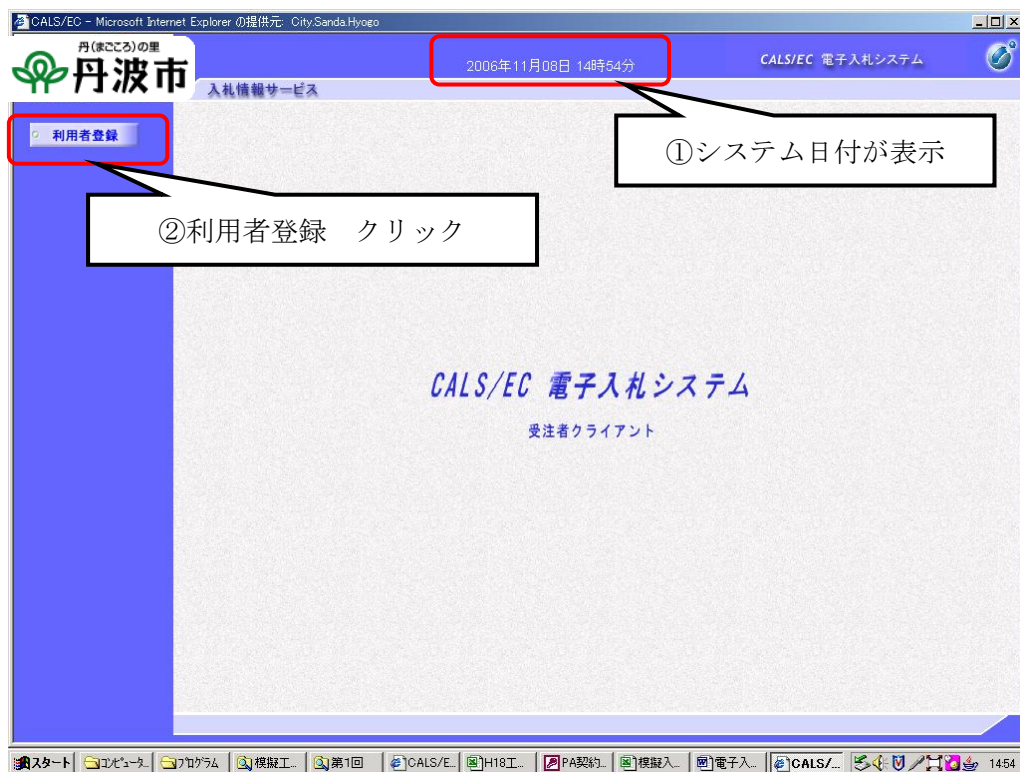
- ③ 「JRE 選択」画面で JRE を選択すると「調達機関選択画面 (受注者用)」画面になるので、調達機関を「丹波市」に選択し、「確定」をクリックする。



- ④ 「利用者登録／電子入札」選択画面（受注者用）の画面になるので、「利用者登録」をクリックする。



- ⑤ システム日付が表示されたら左の「利用者登録」をクリックする。

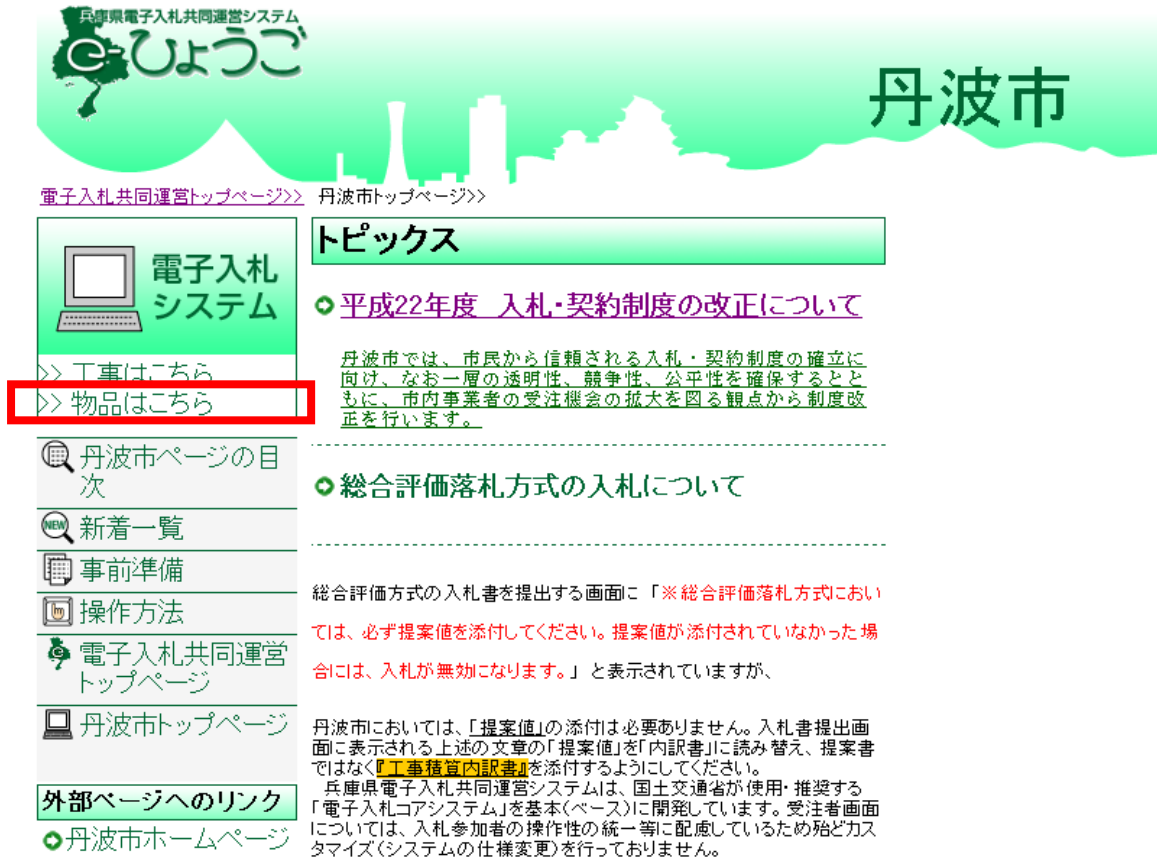


- ⑥ 利用者登録メニューの画面になるので、「登録」をクリックする。

- ⑦ P I N番号入力ダイアログが表示されるので、P I N番号を入力し、「O K」をクリックする。
- ⑧ 資格審査情報検索の画面になるので、丹波市が送付したユーザ I Dとパスワードを入力し、「検索」をクリックする。
- ⑨ 利用者登録の画面になるので、I Cカードの情報と丹波市に提出をしている入札参加資格の申請内容が一致するように登録をしてください。（一致しない場合、仮登録となります。丹波市では、仮登録の本登録申請を認めていませんので、必ず一致するようにしてください。）
- ⑩ 登録が完了すると、企業 I Dが表示されるので、印刷等により保管をしておいてください。

利用者登録の手順【物品・役務の場合】

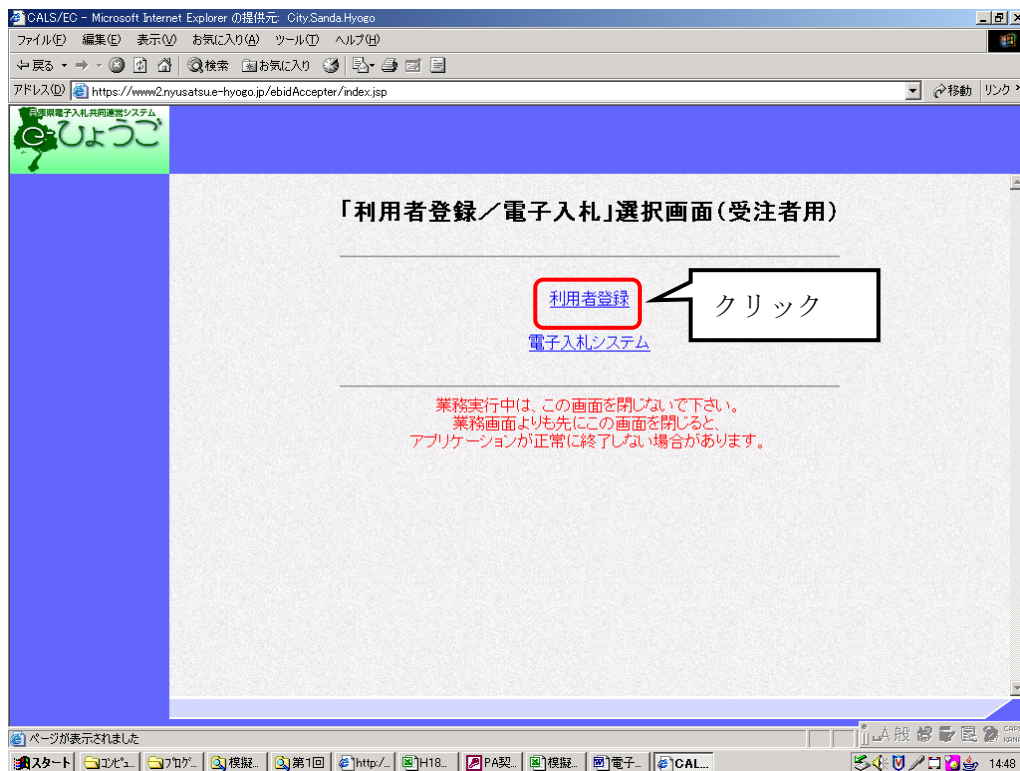
- ① インターネットにより [兵庫県電子入札共同運営システム（e-ひょうご）](#) のHPを開く。
- ② トップページ左にある「物品はこちら」をクリックする。



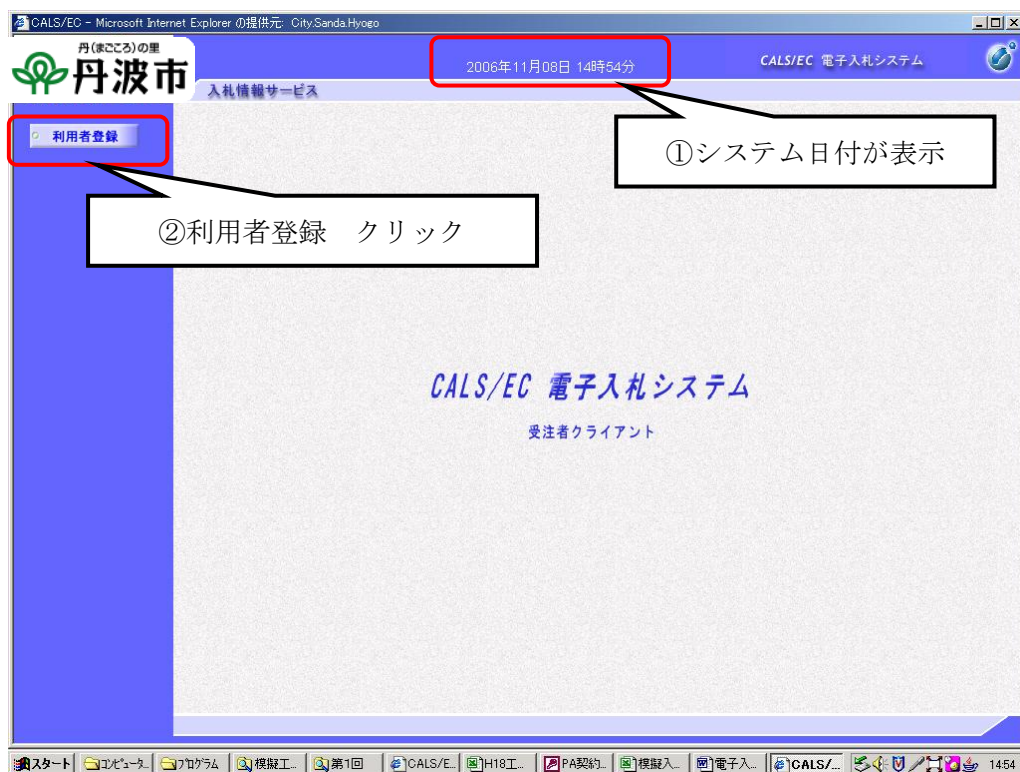
- ③ 「JRE 選択」画面で **JRE** を選択し、「調達機関選択画面（受注者用）」画面になるので、調達機関を丹波市に選択し、「確定」をクリックする。



- ④ 「利用者登録／電子入札」選択画面（受注者用）の画面になるので、「利用者登録」をクリックする。



- ⑤ システム日付が表示されたら左の「利用者登録」をクリックする。



- ⑥ 利用者登録メニューの画面になるので、「登録」をクリックする。

- ⑦ P I N番号入力ダイアログが表示されるので、P I N番号を入力し、「O K」をクリックする。
- ⑧ 資格審査情報検索の画面になるので、丹波市が送付したユーザ I Dとパスワードを入力し、「検索」をクリックする。
- ⑨ 利用者登録の画面になるので、I Cカードの情報と丹波市に提出をしている入札参加資格の申請内容が一致するように登録をしてください。（一致しない場合、仮登録となります。丹波市では、仮登録の本登録申請を認めていませんので、必ず一致するようにしてください。）
- ⑩ 登録が完了すると、企業 I Dが表示されるので、印刷等により保管をしておいてください。